

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ニジエール	ニジエール共和国政府に対する 贈与に関する日本国政府とニジ エール共和国政府との交換 公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	200,000千円 -----	H27.7.20 ニアメで (同日)	日本側 川村裕在ニジエー ル大使 ニジエール側 カネ・アイ シヤ・トク・アラマ外務・ 協力・アフリカ統合・在 外ニジエール人大使	H27.7.30 274号
ニジエール	食糧援助に関する日本国政府と ニジエール共和国政府との交換 公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	490,000千円 -----	H27.9.16 ニアメで (同日)	日本側 川村裕在ニジエー ル大使 ニジエール側 カネ・アイ シヤ・トク・アラマ外務・ 協力・アフリカ統合・在 外ニジエール人大使	H27.10.2 339号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。